

根室市教育委員会訓令第1号

根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和6年 1月26日

根室市教育委員会  
教育長 波 岸 克 泰

令和6年 1月26日  
根室市教育委員会訓令第1号

根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱の一部を  
改正する訓令

根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業（平成25年根室市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、根室市に在住し、根室市内の小学校、中学校又は高等学校に在学する児童・生徒のうち」を「、根室市に在住する未就学児及び根室市内の小学校（義務教育学校前期課程）、中学校（義務教育学校後期課程）又は高等学校に在学する児童・生徒のうち」に改める。

別記第2号様式中「実施要綱第10条」を「実施要綱第9条」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱の規定は、令和5年10月1日から適用する。